

志津川湾ラムサール条約登録湿地商品開発等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ラムサール条約登録湿地である志津川湾の啓発を図ることを目的として交付する志津川湾ラムサール条約登録湿地商品開発等補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関し、南三陸町補助金等交付規則（平成17年南三陸町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 商標の使用許諾（志津川湾ラムサール条約登録湿地商標使用取扱要綱（令和4年南三陸町告示第14号）第3条に規定する使用の許諾をいう。以下同じ。）を受けている者であること。
- (2) 町税等の滞納がない者であること。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、商標の使用許諾を受けた新たな商品を開発し、商品化する事業又は商品パッケージを製作する事業とする。

2 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費の合算額が5万円未満の場合は、補助対象としない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、志津川湾ラムサール条約登録湿地商品開発等補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 商品開発等事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書
- (3) 町税等の滞納がないことを証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 町長は、交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し志津川湾ラムサール条約登録湿地商品開発等補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする

。(交付の条件)

第7条 規則第6条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更又は補助対象経費の20パーセントを超える額の変更をする場合においては、志津川湾ラムサール条約登録湿地商品開発等補助金変更承認申請書(様式第4号。以下「変更承認申請書」という。)により町長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、変更承認申請書により町長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告)

第8条 規則第13条第1項の規定による報告は、志津川湾ラムサール条約登録湿地商品開発等補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 商品開発等事業実績書(様式第6号)
- (2) 収支精算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要な調査を行い、相当と認めるときは補助金の額を確定し、志津川湾ラムサール条約登録湿地商品開発等補助金の額の確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年5月30日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象事業	補助対象経費
新商品開発事業	謝金、旅費、研究開発費、委託費
商品パッケージ製作事業	謝金、旅費、委託費